

事業主 様

保育所等への入所や、幼稚園における預かり保育の無償化を受けるための保育要件の認定に際して、就労証明書の提出をお願いしています。

様式ファイルは、各保育所等で配布している紙媒体のほか、宇部市ウェブサイトより Excel 版をダウンロードしていただくことが可能です。就労状況の変更に伴う再提出や年に一度の要件確認（現況届）に係る提出など、複数回作成いただくことがありますので、効率化のためにもぜひ Excel 版をご活用ください。

※個人事業主ご本人（自営業専従者、家族従業者除く）が保護者として就労証明書を提出する場合は、就労証明書と合わせて自営業を証明する書類を提出してください。

就労形態	提出書類
自営業主（経営中心者の場合のみ）	就労証明書＋自営業を証明する書類※ ※直近の確定申告書(写) 開業間もない場合は個人事業開業届(写)等
自営業専従者、家族従業者、上記以外の方	就労証明書



【宇部市ウェブサイト】
関係様式（保育施設、幼稚園） ウェブ番号：1020515

注意事項

- ※ 月の就労時間が 120 時間未満の場合は、別途詳細な勤務時間が確認できるシフト表（任意様式）又は就労状況確認表（宇部市様式）の提出をお願いする場合があります。
- ※ 保育所入所（認定開始）希望日時点の勤務条件で記載をしてください。
勤務日数、時間、就労開始日（職場復帰日）、また育児短時間勤務取得等の条件が申込時と入所（認定開始）時で異なる場合は、内定や保育認定の取消又は退所となる場合があります。
- ※ 複数の就労先がある場合で、いずれかの就労内容が変更となった場合、その時点での全ての就労先の就労証明書の提出が必要です。
- ※ 下記の項目は記載漏れが多い項目です。必ず記載いただくようお願いいたします。
 - ✓ 証明日（様式：右上）
 - ✓ 雇用（予定）期間等（様式：No.3）
 - ※無期雇用の場合は、雇用開始日のみ記載してください。
 - ✓ 就労合計時間（様式：No.6）
 - ✓ 直近の就労実績（様式：No.7）
 - ※新規就労等で就労実績がない場合は就労開始後 3 か月間の就労見込を記載してください。
- ※ その他記入方法は、宇部市ウェブサイト「関係様式（保育施設、幼稚園）」の記載要領をご確認ください。

宇部市保育幼稚園課
Tel 0836-34-8327(直通)